

どうしよう？
と思ったら

市民相談案内

市民のしおり42～46ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢者(高齢者虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウェスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎227-5775
外国人籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

しごと支援センター
就職の悩みに相談員が応じます ☎227-5775

①就職相談(予約優先)

「求人票の見方や応募書類の書き方が分からない」「面接対策をしたい」などの悩みについて、専門のしごと相談員が丁寧に説明します。予約は同センターまで。

また、「自分に合った仕事が見つからない」方は、パソコンによる適性診断チェックもできます(適性診断は予約不要)。

②職業紹介・職業相談(予約不要)

ハローワーク川越の専任相談員による職業相談・職業紹介を行っています。また、全国のハローワーク求人情報が検索できる検索機も設置しています。

①・②の相談日等

相談日…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く) 時間…午前9時～午後5時 会場…しごと支援センター



「最終通知書」と書かれたハガキが届いた。ハガキには「民事訴訟および裁判の取り下げ等の相談は当局で承っている」「取り下げ期日までに

連絡がない場合は、裁判所へ出廷となる」「プライバシー保護のため、本人から連絡してください」等と書かれている。取り下げ期日は明日までだが、どうしたらよいのか。
「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などといった架空請求ハガキが届いたという相談が急増しています。
これらの架空請求ハガキには、「総合消費料金が未納になっている」な

どと書かれていて、ハガキに記載されている電話番号に連絡するよう指示があります。連絡すると「民事訴訟として訴状が提出された」「給料、不動産の差し押さえをする」などと脅し、不安にさせた上で、最終的には、お金を払うように言ってきます。
消費者へのアドバイス
①一度支払ってしまうと、次々と新たな請求が続く可能性があります。身に覚えのない請求に応じる必要はありません。ハガキが届いても無視

ししましょう。
②個人情報を知られる恐れがあるので、記載されている番号に電話をしないようにしましょう。
③訴訟が提起された場合には、裁判所から「特別送達」と書かれた郵便で訴状が届きます。ハガキで訴状が届くことはありません。
④「脅された」「直接回収にきた」等の場合は、警察へ連絡してください。
⑤困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

事例

○「法務省管理支局国民訴訟通達センター」と名乗る機関から「料金未納」「最終通知書」と書かれたハガキが

消費生活の豆知識 その84

訴訟に関する架空請求ハガキに注意!

消費生活センター ☎224-6162
☎222-5454